

○河内長野市奥河内ロゴマーク等の使用に関する要綱

平成 24 年 3 月 13 日

要綱第 6 号

改正 平成 26 年 9 月 30 日要綱第 56 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、河内長野市（以下「市」という。）が、観光振興と交流人口の増加を目指し推し進める「奥河内」戦略のロゴマーク等の使用に関し必要な事項を定め、もって市の PR 活動を有効に行うことを目的とする。

(ロゴマーク等の定義)

第 2 条 この要綱において「ロゴマーク等」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 基本ロゴタイプ（別図 1）
- (2) 横長組ロゴタイプ（別図 2）
- (3) 縦組ロゴタイプ（別図 3）
- (4) ロゴタイプフラワーベース（別図 4）
- (5) その他市長が別に定める前各号の展開デザイン等

(使用の許可申請)

第 3 条 ロゴマーク等を使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ河内長野市奥河内ロゴマーク等使用許可申請書（様式第 1 号）に必要な添付書類を添えてを市長に申請し、その許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による使用許可申請があった場合において、必要

があると認めるときは、当該申請者に対し申請書の補正及び必要書類の追加提出を求めることができる。

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、市長の許可を要しない。

- (1) 市が使用するとき。
- (2) 報道機関が報道又は広報の目的で使用するとき。
- (3) その他市長が適当と認めたとき。

(使用許可基準)

第4条 市長は、前条第1項の規定による使用許可申請があった場合において、その内容を適当と認めたときは、次条の規定によりロゴマーク等の使用を許可するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を許可しないものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれがあるとき。
- (2) 特定の政治、思想、宗教の活動に利用しようとするとき。
- (3) 河内長野市暴力団排除条例（平成26年河内長野市条例第22号）第2条第1号に規定する暴力団の利益になると認められるとき。

- (4) 不当な利益を得るために利用しようとするとき。
- (5) 特定の個人等の売名に利用しようとするとき。
- (6) 市の事業又は市が認めた関連事業を推進する上で支障があると認められるとき。
- (7) 市のイメージを傷つけ、又は正しい理解の妨げになると認められるとき。

- (8) ロゴマーク等を正しい使用方法に従って使用しないものと認めら

れるとき。

(9) 品質、性能等に関して公的機関の認定が必要な新製品に使用しようとする場合において、当該認定等が得られないとき。

(10) ロゴマーク等の使用の結果が確認できないと認められるとき。

(11) 社会通念上許可することが不適当と認められるとき。

(12) その他市長が許可することが不適当と認められるとき。

(使用の許可等)

第5条 市長は、第3条第1項の規定に基づく申請があったときは、その内容を審査し、許可することが適当と認めたときは河内長野市奥河内ロゴマーク等使用許可通知書（様式第2号）により、使用を許可しないときは河内長野市奥河内ロゴマーク等使用不許可通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

2 ロゴマーク等の使用は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第6条 ロゴマーク等の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、その使用に当たり次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 許可された用途のみに使用すること。

(2) 市で定めた形、色等の規格に沿って正しく使用すること。

(3) ロゴマーク等の使用に際し、市から貸し出された物件を期限までに返納すること。

(4) 使用前に当該使用に係る物件の完成見本を速やかに市に提出すること。ただし、完成見本の提出が困難なものについては、その写真の提出をもって代えることができるものとする。

(5) 商標登録出願を行わないこと。

(6) 使用の権利を第三者に譲渡又は転貸しないこと。

(許可内容の変更等)

第7条 使用者が許可内容を変更しようとするときは、あらかじめ河内長野市奥河内ロゴマーク等使用許可内容変更申請書（様式第4号）を市長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、当該申請書の内容を審査し、許可することが適当と認めたときは、河内長野市奥河内ロゴマーク等使用内容変更許可通知書（様式第5号）により、許可することが適当でないと認めたときは、河内長野市奥河内ロゴマーク等使用内容変更不許可通知書（様式第6号）により、申請者に通知するものとする。

3 第4条及び前条の規定は、第1項に規定する許可内容の変更申請について準用する。

(許可の取消し)

第8条 市長は、ロゴマーク等の使用が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すものとし、河内長野市奥河内ロゴマーク等使用許可取消通知書（様式第7号）に許可の取消理由を付して使用者に通知するものとする。

(1) 第4条又は第6条の規定に違反していると認められるとき。

(2) 偽りその他不正な手段により許可を受けたと認められるとき。

2 前項の規定により許可を取り消された者は、当該許可に係る物件をいかなる場合であっても使用してはならない。

3 市長は、許可を取り消された者に対して、ロゴマーク等の使用物件の回収を命ずることができる。

4 市長は、許可を取り消された者に生じた損害を賠償する責任を負わない。

(使用者の責任及び損害賠償)

第9条 使用者は、ロゴマーク等を使用した物件等により第三者に損害を与えた場合は、これに対する全責任を負うものとする。

2 使用者は、ロゴマーク等の使用に際して、使用者の責に帰すべき事由により市に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

(報告書の提出)

第10条 使用者は、ロゴマーク等の使用を完了したときは、速やかに河内長野市奥河内ロゴマーク等使用報告書(様式第8号)を市長に提出するものとする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、ロゴマーク等の使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年9月30日要綱第56号)

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

別図1（第2条関係）

基本ロゴタイプ

ちかくて、ふかい

奥河内

Okukawachi

別図2（第2条関係）

横長組ロゴタイプ

ちかくて、ふかい

奥 *Oku* 河 *kawachi* 内

別図3（第2条関係）

縦組ロゴタイプ

奥
Oku
河
kawachi
内

ちかくて、ふかい

別図4（第2条関係）

ロゴタイプフラワーベース



様式第 1 号（第 3 条関係）

様式第 1 号（第 3 条関係）

年 月 日

河内長野市奥河内ロゴマーク等使用許可申請書

河内長野市長 様

住所
ふりがな
氏名 (性別：男・女)
生年月日 年 月 日
(法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地、
代表者の住所、氏名、ふりがな、生年月日及び性別)

河内長野市奥河内ロゴマーク等を使用したいので、河内長野市奥河内ロゴマーク等の
使用に関する要綱第 3 条第 1 項の規定により、下記のとおり申請します。

記

使用様式	図
使用対象物件	
使用目的	
使用方法	※種類・名称・規格等を記入
使用場所	
使用期間	年 月 日～ 年 月 日
使用数量	
＜連絡先＞ 担当者名 電話番号	

＜添付書類＞

- (1) 企画書（レイアウト、設計図等使用方法がわかるもの）
- (2) 申込者の概要がわかる書面
- (3) その他

＜確認事項＞

河内長野市暴力団排除条例の規定に基づき、申請書・添付書類に記載されている情
報を警察に照会する場合があります。また、申請内容について詳細な資料を求める場
合があります。

※裏面も記入してください。

(裏面)

私は、ロゴマーク等の使用に際し、河内長野市奥河内ロゴマーク等の使用に関する要綱第4条に規定する使用許可基準に抵触しないこと及び同要綱第6条の遵守事項を遵守することを誓約するとともに、これに違反した場合には、直ちに市の指示に従い、是正若しくは回収等を行い、又は使用を中止することを誓約いたします。

また、ロゴマーク等の使用許可を取り消されたために損害が生じたとしても、市に一切異議を申し立てません。

氏名（名称及び代表者名） _____ 印

<使用許可基準>

- (1) 法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれがあるとき。
- (2) 特定の政治、思想、宗教の活動に利用しようとするとき。
- (3) 河内長野市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団の利益になると認められるとき。
- (4) 不当な利益を得るために利用しようとするとき。
- (5) 特定の個人等の売名に利用しようとするとき。
- (6) 市の事業又は市が認めた関連事業を推進する上で支障があると認められるとき。
- (7) 市のイメージを傷つけ、又は正しい理解の妨げになると認められるとき。
- (8) ロゴマーク等を正しい使用方法に従って使用しないものと認められるとき。
- (9) 品質、性能等に関して公的機関の認定が必要な新製品に使用しようとする場合において、当該認定等が得られないとき。
- (10) ロゴマーク等の使用の結果が確認できないと認められるとき。
- (11) 社会通念上許可することが不適当と認められるとき。
- (12) その他市長が許可することが不適当と認められるとき。

<遵守事項>

- (1) 許可された用途のみで使用する。
- (2) 市で定めた形、色等の規格に沿って正しく使用すること。
- (3) ロゴマーク等の使用に際し市から貸し出された物件を期限までに返納すること。
- (4) 使用前に当該使用に係る物件の完成見本を速やかに市に提出すること。ただし、完成見本の提出が困難なものについては、その写真の提出をもって代えることができるものとする。
- (5) 商標登録出願を行わないこと。
- (6) 使用の権利を第三者に譲渡又は転貸しないこと。

様式第2号（第5条関係）		河内長野市奥河内ロゴマーク等使用許可通知書	
	河内長野市長	第 年　月　日	号
様			
		河内長野市長	印
年　月　日付けで申請のありました河内長野市奥河内ロゴマーク等の使用については、下記のとおり許可するので、河内長野市奥河内ロゴマーク等の使用に関する要綱第5条第1項の規定により通知します。 記 使用許可する内容及び条件は、次のとおりとする。			
使用様式	図		
使用対象物件			
使用目的			
使用方法	※種類・名称・規格等を記入		
使用場所			
使用期間	年　月　日　～　年　月　日		
使用数量			
許可番号			
遵守事項	(1) 許可された用途のみに使用すること。 (2) 市で定めた形、色等の規格に沿って正しく使用すること。 (3) ロゴマーク等の使用に際し市から貸し出された物件を期限までに返納すること。 (4) 使用前に当該使用に係る物件の完成見本を速やかに市に提出すること。ただし、完成見本の提出が困難なものについては、その写真の提出をもって代えることができるものとする。 (5) 商標登録出願を行わないこと。 (6) 使用の権利を第三者に譲渡又は転貸しないこと。 (7) 使用に際しては、河内長野市奥河内ロゴマーク等の使用に関する要綱の規定及び許可内容を遵守すること。		

河長 第 号
年 月 日

様

年 月 日付けで申請のありました河内長野市奥河内ロゴマーク等の使用については、下記のとおり許可するので、河内長野市奥河内ロゴマーク等の使用に関する要綱第5条第1項の規定により通知します。

使用許可する内容及び条件は、次のとおりとする。

使用様式	図
使用対象物件	
使用目的	
使用方法	※種類・名称・規格等を記入
使用場所	
使用期間	年 月 日 ～ 年 月 日
使用数量	
許可番号	
遵守事項	(1) 許可された用途のみに使用すること。 (2) 市で定めた形、色等の規格に沿って正しく使用すること。 (3) ロゴマーク等の使用に際し市から貸し出された物件を期限までに返納すること。 (4) 使用前に当該使用に係る物件の完成見本を速やかに市に提出すること。ただし、完成見本の提出が困難なものについては、その写真の提出をもって代えることができるものとする。 (5) 商標登録出願を行わないこと。 (6) 使用の権利を第三者に譲渡又は転貸しないこと。 (7) 使用に際しては、河内長野市奥河内ロゴマーク等の使用に関する要綱の規定及び許可内容を遵守すること。

様式第3号（第5条関係）

河 長 第 号
年 月 日

河内長野市奥河内ロゴマーク等使用不許可通知書

様

河内長野市長 印

年 月 日付けで申請のありました河内長野市奥河内ロゴマーク等の使用については、下記のとおり不許可とするので、河内長野市奥河内ロゴマーク等の使用に関する要綱第5条第1項の規定により通知します。

記

許可できない 対象物件	
(不許可の理由)	

河長 第 号
 年 月 日

河内長野市奥河内ロゴマーク等使用不許可通知書

様

河内長野市長 印

年 月 日付けで申請のありました河内長野市奥河内ロゴマーク等の使用については、下記のとおり不許可とするので、河内長野市奥河内ロゴマーク等の使用に関する要綱第5条第1項の規定により通知します。

記

許可できない 対象物件	
(不許可の理由)	

様式第 4 号（第 7 条関係）

様式第 4 号（第 7 条関係）

年 月 日

河内長野市奥河内ロゴマーク等使用許可内容変更申請書

河内長野市長 様

住所
ふりがな
氏名 (性別：男・女)
生年月日 年 月 日
(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、
代表者の住所、氏名、ふりがな、生年月日及び性別)

年 月 日付け河長 第 号で河内長野市奥河内ロゴマーク等の使用
許可を受けた内容について変更したいので、河内長野市奥河内ロゴマーク等の使用に関
する要綱第 7 条第 1 項の規定により、下記のとおり申請します。

記

当初許可年月日・許可番号	年 月 日・河長 第 号
使用対象物件	
(変更内容)	

<確認事項>

河内長野市暴力団排除条例の規定に基づき、申請書・添付書類に記載されている情
報を警察に照会する場合があります。また、申請内容について詳細な資料を求める場
合があります。

※裏面も記入してください。

(裏面)

私は、ロゴマーク等の使用に際し、河内長野市奥河内ロゴマーク等の使用に関する要綱第4条に規定する使用許可基準に抵触しないこと及び同要綱第6条の遵守事項を遵守することを誓約するとともに、これに違反した場合には、直ちに市の指示に従い、是正若しくは回収等を行い、又は使用を中止することを誓約いたします。

また、ロゴマーク等の使用許可を取り消されたために損害が生じたとしても、市に一切異議を申し立てません。

氏名（名称及び代表者名） _____ 印 _____

<使用許可基準>

- (1) 法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれがあるとき。
- (2) 特定の政治、思想、宗教の活動に利用しようとするとき。
- (3) 河内長野市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団の利益になると認められるとき。
- (4) 不当な利益を得るために利用しようとするとき。
- (5) 特定の個人等の売名に利用しようとするとき。
- (6) 市の事業又は市が認めた関連事業を推進する上で支障があると認められるとき。
- (7) 市のイメージを傷つけ、又は正しい理解の妨げになると認められるとき。
- (8) ロゴマーク等を正しい使用方法に従って使用しないものと認められるとき。
- (9) 品質、性能等に関して公的機関の認定が必要な新製品に使用しようとする場合において、当該認定等が得られないとき。
- (10) ロゴマーク等の使用の結果が確認できないと認められるとき。
- (11) 社会通念上許可することが不適当と認められるとき。
- (12) その他市長が許可することが不適当と認められるとき。

<遵守事項>

- (1) 許可された用途のみで使用する。
- (2) 市で定めた形、色等の規格に沿って正しく使用する。
- (3) ロゴマーク等の使用に際し市から貸し出された物件を期限までに返納すること。
- (4) 使用前に当該使用に係る物件の完成見本を速やかに市に提出すること。ただし、完成見本の提出が困難なものについては、その写真の提出をもって代えることができるものとする。
- (5) 商標登録出願を行わないこと。
- (6) 使用の権利を第三者に譲渡又は転貸しないこと。

様式第 5 号（第 7 条関係）

様式第 5 号（第 7 条関係）

河長 第 号
年 月 日

河内長野市奥河内ロゴマーク等使用内容変更許可通知書

様

河内長野市長 印

年 月 日付けで申請のありました河内長野市奥河内ロゴマーク等使用許可内容変更申請については、下記のとおり許可するので、河内長野市奥河内ロゴマーク等の使用に関する要綱第 7 条第 2 項の規定により通知します。

記

変更使用許可する内容及び条件は、次のとおりとする。

当初許可年月日・許可番号	年 月 日・河長 第 号
使用対象物件	
(変更内容)	
遵守事項	(1) 許可された用途のみに使用すること。 (2) 市で定めた形、色等の規格に沿って正しく使用すること。 (3) ロゴマーク等の使用に際し市から貸し出された物件を期限までに返納すること。 (4) 使用前に当該使用に係る物件の完成見本を速やかに市に提出すること。ただし、完成見本の提出が困難なものについては、その写真の提出をもって代えることができるものとする。 (5) 商標登録出願を行わないこと。 (6) 使用の権利を第三者に譲渡、もしくは転貸しないこと。 (7) 使用に際しては河内長野市奥河内ロゴマーク等の使用に関する要綱の規定及び許可内容を遵守すること。

様式第 6 号（第 7 条関係）

河長 第 号
年 月 日

河内長野市奥河内ロゴマーク等使用内容変更不許可通知書

様

河内長野市長 印

年 月 日付けで申請のありました河内長野市奥河内ロゴマーク等使用許可内容変更申請については、下記のとおり不許可とするので、河内長野市奥河内ロゴマーク等の使用に関する要綱第 7 条第 2 項の規定により通知します。

記

許可できない 対象物件	
(不許可の理由)	

河長 第 号
年 月 日

様

河内長野市長 印

記

許可できない 対象物件	
(不許可の理由)	

様式第 7 号（第 8 条関係）

様式第 7 号（第 8 条関係）

河長 第 号
年 月 日

河内長野市奥河内ロゴマーク等使用許可取消通知書

様

河内長野市長 印

年 月 日付け河長 第 号で許可しました河内長野市奥河内ロゴマーク等の使用については、下記のとおり使用許可を取り消しますので、河内長野市奥河内ロゴマーク等の使用に関する要綱第 8 条第 1 項の規定により通知します。

記

取消しに係る許可 (許可年月日・許可番号)	年 月 日・河長 第 号
使用対象物件	
(取消しの理由)	
(取消しに伴う措置等)	

様式第 8 号（第 1 0 条関係）

様式第 8 号（第 1 0 条関係）

年 月 日

河内長野市奥河内ロゴマーク等使用報告書

河内長野市長 様

住所（所在地）
氏名（名称及び代表者名）

河内長野市奥河内ロゴマーク等の使用を完了しましたので、河内長野市奥河内ロゴマ
ーク等の使用に関する要綱第 1 0 条の規定により、下記のとおり報告します。

記

許可年月日・ 許可番号	年 月 日・ 河長 第 号	使用対象物件	
使用目的			
使用方法	※種類・名称・規格等を記入		
使用場所			
使用期間	年 月 日～ 年 月 日		
使用数量			
<連絡先> 担当者名 電話番号			